

保育所等を経営する皆様へ

# 保育補助者雇上費貸付

保育士の負担を軽減や保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の労働環境改善に積極的に取り組む保育事業者の方に対し、**保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用**の貸付けを行います。

保育補助者の方が貸付期間中に保育士資格を取得した場合、貸付金の

## 全額を免除

### 貸付金額

保育補助者の雇い上げに  
必要な費用

年額**2,953千円**以内  
(最大3年間、無利子)

常勤の保育士に占める未就学児をもつ保育士の割合が2割以上の施設等については、2人目の保育補助者の雇い上げを可能とし、2,953千円に加え最大2,215千円を加算します。

### 対象施設

当該年度以降、新たに保育補助者を雇用する保育所、認定こども園等。

※ 地域型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業を含みます。なお、**公営施設は対象外**です。

※ 一定の要件を満たす施設等については、当該年度以前から保育補助者を雇用している場合でも対象となります。詳しくは募集要項をご確認ください。

### よくある質問

Q： 対象となる保育補助者の要件は何ですか？  
A： 保育補助者の方については、以下の2つの要件を満たすことが必要です。  
① 保育士資格の取得を目指していること  
② 子育て支援員研修又は家庭的保育者研修を受講すること ※貸付後の受講でも可能

Q： 貸付金は保育補助者の給与にしか充てることはできませんか？  
A： 本人に支払う給与のほか、法定福利費の事業主負担分や福利厚生費に充てることも可能です。

募集期間、申請様式や要件の詳細については、募集要項をご覧ください(ホームページに掲載)

島根県社会福祉協議会

検索

<https://www.fukushi-shimane.or.jp/>

【お申し込み・お問い合わせ先】

島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係  
〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3  
いきいきプラザ島根内

TEL : 0852-32-5953

申請書や募集要項は  
二次元バーコードからも  
ダウンロードできます

